

第 3 回 倉敷市教育委員会議事録			
1 開催期日	令和 5 年 3 月 1 6 日（木）		
2 開会及び閉会時刻	開会時刻 1 4 時 0 0 分 閉会時刻 1 4 時 5 0 分		
3 場所	教育委員室		
4 出席者	井 上 正 義		
	沼 本 浩 彰		
	大 原 あかね		
	難 波 弘 志		
	江 原 雅 江		
5 会議に出席した事務局又は教育機関の職員の 職 氏名			
職 名	氏 名	職 名	氏 名
教育次長	早 瀬 徹	副参事	梶 田 貴 代
参 事	小 野 弘 志	課 長	長 野 渉
参 事	小 野 敏	課長代理	堀 内 秀 和
部 長	笠 原 和 彦		
参 事	三 宅 香 織		
部 長	三 宅 健一郎		
参 事	島 田 旭		
次 長	山 本 明		
6 教育長等の報告			

7	議題	議案第9号	代理の承認を求めることについて（令和4年度一般会計補正予算案（教育委員会関係分）について）
		議案第10号	代理の承認を求める事について（令和4年度末倉敷市立学校教職員（管理職）人事異動の内申について）
		議案第11号	各種審議会委員の委託について
		議案第12号	代理の承認を求めることについて（倉敷市公民館等運営審議会委員の委嘱について）
		議題第13号	代理の承認を求めることについて（倉敷科学センター協議会委員の委嘱について）
8	議事の概要、質問した者の氏名及びその要旨並びに議決事項 別紙のとおり		
9	傍聴の状況		
	公開	傍聴人	1名
	議事録者氏名 武内栄治		
	議事録署名委員		
	教育長		
	委員		

〈教育長〉 それでは只今から、教育委員会を開催いたします。

只今のご出席は5名、会議は成立いたしました。

尚、大原委員はオンラインで参加されています。

まず、12月22日開催の教育委員会議事録についてですが、各委員の皆様におかれましては、内容のご確認をいただきましたでしょうか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 はい、ありがとうございます。12月22日の議事録につきまして、承認することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、12月22日の議事録を承認することといたします。

前々回及び前回の会議録につきましては、恐れ入りますが、次回の会議の際にご確認いただくこととさせていただきます。よろしくお願いします。

ただいま、報告事項「G7倉敷こどもサミットの開催について」が提出されました。これを日程に追加し、報告事項とすることに、ご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないものと認め、報告事項に追加いたします。

続きまして、議案第10号「代理の承認を求めることについて(令和4年度末倉敷市立学校教職員(管理職)人事異動の内申について)」は、倉敷市教育委員会 会議規則第13条に基づき、非公開で最後に審議することとし、そのほかは公開としてよろしいでしょうか。

〈各 委 員〉はい。

〈教 育 長〉 ご異議ないようですので、議案第 10 号は非公開で最後に審議することとし、そのほかは公開とすることに決定いたしました。

本日の傍聴者は 1 名でございます。

傍聴者は、倉敷市教育委員会傍聴人規則に従って傍聴をお願いいたします。

それでは審議に入ります。議案第 9 号「代理の承認を求めることについて（令和 4 年度一般会計補正予算案（教育委員会関係分）について）」のご説明を、小野参事、お願いします。

〈小野弘参事〉はい、教育委員会参事の小野でございます。よろしくお願いします。

議案第 9 号「代理の承認を求めることについて（令和 4 年度倉敷市一般会計補正予算案（教育委員会関係分）について）」につきまして、2 月定例市議会に提出する予算議案の作成に係る市長への意見の申出につきまして、教育長が代理いたしましたので、承認を求めるものでございます。

資料の 3 ページをご覧ください。

教育委員会関係分として繰越明許費を 7 件、総額 2 億 4, 6 7 7 万 2 千円を計上させていただいております。

小学校管理運営事業と表の一番下の幼稚園管理運営事業につきましては、遊具の製造元の設備不具合により、その不具合の復旧までに時間が掛かったため納期が遅れるものでございます。

葦高小学校プール改修事業、連島北小学校排水設備改修事業及び琴浦南小学校給水設備改修事業につきましては、新型コロナウイルスや昨今の世界情勢の影響により、工事に必要な電子部品の納品に遅れが生じたためでございます。

表の上から３行目、連島西浦小学校プール改修事業につきましては、設計の変更により工事の着工に遅れが生じたためでございます。

最後に市立精思・玉島高等学校統合事業につきましては、令和４年度当初予算額に対し、令和４年１２月議会で議決いただいた契約に基づく令和４年度支払い分との差額を、万一の契約内容の変更等に備えるため繰越をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

〈教育長〉はい、ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉それではお諮りします。議案第９号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

ご異議ないようですので、議案第９号は可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第１１号「各種審議会委員の委嘱について」、議案第１２号「代理の承認を求めることについて（倉敷市公民館等運営審議会委員の委嘱について）」及び議案第１３号「代理の承認を求めることについて（倉敷科学センター協議会委員の委嘱について）」は、関連いたしておりますので、小野参事から３つまとめて説明をお願いします。

〈小野弘参事〉議案第１１号「各種審議会委員の委嘱について」、議案第１２号「倉敷市公民館等運営審議会委員の委嘱の代理の承認を求めることについて」及び議案第１３号「倉敷科学センター協議会委員の委嘱の代理の承認を求めることについて」を併せてご説明申し上げます。

資料の４ページをご覧ください。

去る２月６日から７日に開催されました倉敷市議会臨時会で、常任委員会の

委員改選が行われました。それに伴い、教育委員会における各種委員会、協議会、審議会等の議会選出委員におきましても変更があり、このたび、議会事務局から推薦をいただいたところでございます。

その推薦に基づき、各種審議会委員等を変更するもので、5ページから7ページにかけて、各審議会の新旧対照表をお示ししております。

8、9ページの、議案第12号の倉敷市公民館等運営審議会委員の委嘱及び、10、11ページの議案第13号の倉敷科学センター協議会委員の委嘱につきましても、常任委員会の委員改選に伴うものでございますが、いずれも本日の教育委員会の前に審議会の開催が予定されていたことから、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第3項の規定により教育長による代理専決をいたしましたものです。

説明は以上でございます。

〈教育長〉はい、ありがとうございました。それでは、3件まとめてではございますが、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉それでは可決につきましては、別々にお諮りします。

議案第11号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第11号は可決することに決定いたしました。

次に、議案第12号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第12号は可決することに決定いたしました。

次に、議案第13号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第13号は可決することに決定いたしました。

続きまして、報告事項に移ります。

「倉敷市立小中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針（案）について」
のご説明を、小野参事、お願いします。

〈小野弘参事〉「倉敷市立小中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針（案）について」
ご説明申し上げます。お手元の「倉敷市立小中学校の適正規模・適正配置に
関する基本方針（案）」をご覧ください。

先月の教育委員会で、基本方針（案）の内容の確認については、書面による
協議をお願いし、御意見を教育委員会事務局に寄せていただいたところです。

「この基本方針は、現状や課題をよく検討したものとなっているし、基準と
しては妥当ではないか」との御意見のほか、「地域住民や保護者の意見を聞
いて進めて欲しい」、「方針を着実に進めて欲しい」など、具体的な方策を進
めていく際に留意すべき事項に関する御意見を頂いておりますが、基本方針
自体の修正を求める御意見はありませんでした。

協議を依頼した後ではございますが、事務局で一部修正を行っておりますが、
これは内容の変更を伴うものではなく、15～17ページ「適正規模・適正
配置に関する基準」の学校規模及び通学距離について、並びに19ページ「具
体的な方策」の中段の「実施方策」等について、分かりやすい表記に修正し
ているものでございます。

最後に、今後のスケジュールですが、昨日、市民文教委員会で基本方針（案）
の報告を行っております。改めて4月の市民文教委員会で協議をした後、パ
ブリックコメントの募集を開始し、その意見を踏まえ、成案として公表した
いと考えています。

説明は以上でございます。

〈教育長〉はい、ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈難波委員〉小中学校に関する基本方針はこれで、上手にまとめていらっしゃると思いますし、良いと思います。ここでも、できるだけ速やかに対応していただきたいという意見を述べたのですが、もう一つ、これとは別に、幼稚園、保育園、こども園について、今回は4月からこども家庭庁も発足いたしますが、昨年の出生数が80万人を切って、少子化が確実に進んでいきます。その中で、幼稚園もかなり需要が変わって、こども園に変わっていますので、今回この資料に小中学校の地図があり、幼稚園はありませんでしたが、それを見ながら、適正配置、適正規模をとということを思いますので、是非、幼稚園、こども園に関しても検討していただければと思います。質問でなく意見ですので、よろしくお願いします。

〈教育長〉他の委員さんからは、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは私の方から、こちらの5ページに学校規模の現状という一覧表が提示されていますが、これについては毎年、更新されて変わって来ると思いますので、こちらは毎年、教育委員会の方へご報告をされる予定なのでしょうか。

〈小野弘参事〉こちらは令和5年3月の基本方針（案）という形になっておりますので、こちらは方針ということであります。

5ページの学級数の一覧表に関しては、こういった表ではなく、「倉敷の教育」等でも学級数等の確認はできますので、改めて、毎年この学級数の一覧表を公開するということは考えておりません。

〈教育長〉では「倉敷の教育」の中で確認ができるということですね。
分かりました。

他の委員さんから、ご質問やご意見はよろしいでしょうか。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉またご意見がございましたら、事務局の教育企画総務課の方へ届けていただければと思います。

こちらは、ゆっくりご覧いただければ、ご意見やご質問があろうかと思えますので、遠慮なく、ご意見等をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、「倉敷市立高等学校体制整備基本計画（令和３～６年度）（令和４年度公表分）について」のご説明を、小野参事、お願いします。

〈小野弘参事〉「倉敷市立高等学校体制整備基本計画（令和３～６年度）（令和４年度公表分）」について御報告いたします。

当日配布資料の１ページをお開きください。

本計画は項目１の計画策定の趣旨にありますとおり、令和２年６月に倉敷市立高等学校教育体制等検討委員会から提出された提言に基づき、市立高等学校教育体制の整備を進めるに当たっての基本的な考え方とその方針を示すもので、令和３年から令和６年までを計画単位として、基本的に毎年度の状況に合わせながら策定し、公表しているものでございます。

項目２の市立高等学校の現状及び３の魅力ある高等学校教育の実現に向けた方策に基づき、項目４学校規模の適正化と教育内容の充実について、ふるさと倉敷を誇りに思い、このまちの未来を力強く担う人材の育成を進めていく観点から、市立高等学校における今後の方向性を次のとおりとします。

まず精思高等学校は、商業科を令和６年度から募集停止とし、令和８年度末に廃止します。

（仮称）精思高等学校連島分校は、霞丘小学校跡地へ令和６年度から開校し、

設置学科を普通科（昼間部）、商業科（昼間部）とします。

精思・玉島高等学校統合校は、霞丘小学校跡地への令和9年度からの開校に向け、設置学科を検討します。

倉敷翔南高等学校は、現在の総合学科内の4系列に、近年の保育需要に鑑み、保育に関連した教育内容の追加について、市立短期大学との連携も視野に入れながら検討します。

工業高等学校は、工業系高等学校の社会的なニーズを踏まえつつ、入試等における今後の志願状況を注視し、適正な在り方を検討します。

真備陵南高等学校は昨年度公表分と同じ内容ですが、入試等における今後の志願状況を注視し、適正な在り方を検討します。

説明は以上でございます。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします

〈大原委員〉夜間の定時制は、最終的にどこに残ることになるのでしょうか。

〈小野弘参事〉夜間定時制に関しては、新しい設置校も合わせて、今後はこういった形が良いのか、検討していくという形になります。

〈大原委員〉工業高校は続くのでしょうか、精思高校の夜間部が無くなってしばらくは、無い状態が続くということですか。

それとも次がどうなるか決まるまでは、精思高校の夜間部は残るのでしょうか。

〈小野弘参事〉精思高校の夜間部については、募集の停止をしている状態になりますので、来年度以降も現在の在学学生については、そのまま残っているという形になります。

〈大原委員〉きちんと質問できていなくて申し訳なかったです。

今後、夜間定時制高校に行きたいと思っている生徒が、倉敷市立の定時制高

校に行こうと思うと、工業高校以外の選択肢が無いという時期が、この先に生じるということで間違いないですか。

〈教 育 長〉 夜間定時制高校に行きたい生徒は、精思高校の夜間部が募集停止となるため、どこの高校に行ったらいいのでしょうかという、ご質問だと思います。

〈大原委員〉 令和 9 年度以降、夜間定時制高校ができるというのが、決まっているのかどうかということです。

〈笠原部長〉 令和 9 年度の新校以降のことについては、まだ夜間を残すとも、残さないとも決定しておりません。

例えば来年度、精思高校の商業科は募集停止しますが、普通科の夜間部は継続します。科によって続くものと、もう募集停止をしていくものとが並立するようにはなりますが、令和 9 年度以降の新校に、どういう形で、どこを残していくのかというような具体的な事は、まだ決まっていない状況です。

〈大原委員〉 わかりました。今見ているところでは夜間が続くことが分からなかったもので。商業科は募集停止で、普通科の夜間が残るということですね。

〈笠原部長〉 精思高校については、商業科も普通科も夜間ですので、商業科は募集停止しますが、普通科は今の所は残るということです。

〈大原委員〉 わかりました。ありがとうございます。

〈教 育 長〉 関連して、倉敷翔南高校と真備陵南高校はどうなりますか。

〈笠原部長〉 真備陵南高校は夜間ではございませんので、ひとまずずっと継続していくという状況です。

翔南高校についても同じで、夜間のコースを持っていますけれど、こちらも募集停止はしておりませんし、継続していくということです。

〈教 育 長〉 それでは、先ほど大原委員の言われた、倉敷市で精思高校以外で夜間高校に行こうと思っている生徒には、翔南高校という選択肢があるという理解でよ

ろしいでしょうか。

〈笠原部長〉 はい。

〈教育長〉 他の委員さんから、何かご質問等ございましたら、どうぞ。

〈各委員〉 ありません。

〈教育長〉 続きまして、「GIGAスクール構想における1人1台端末の家庭学習等での活用について」のご説明を、小野参事、お願いします。

〈小野弘参事〉 GIGAスクール構想における1人1台端末の家庭学習等での活用につきまして、報告させていただきます。

事前配布資料の12ページを御覧ください。

GIGAスクール構想における1人1台端末につきましては、これまで、主に学校の授業において活用し、今年度2学期から、試行として家庭への持ち帰りを実施しておりますが、令和5年度から全校を対象とした持ち帰りの運用を開始し、1人1台端末を家庭学習等でも活用していく予定としております。

これまでの取組としましては、今年度の2学期から、各学校の実態に応じて、全校で週末に持ち帰りをしている、また、学年、学級単位で持ち帰りをしているなどの試行が実施され、冬季休業中には全校を対象とした持ち帰りを実施しております。

持ち帰りを行った児童生徒は、学習ソフトでの反復学習や動画を活用した学習、学校から配信された課題や連絡帳としての活用などを行っております。持ち帰りの試行に際し、1月に実施したアンケートでは、児童生徒においては、家で楽しく使えてよかったという意見や、これまでの紙での学習と比べて楽になったという意見が多かった一方で、壊してしまわないか心配という意見もありました。保護者においても、児童生徒の意見とほぼ同じような傾

向となりましたが、家庭に Wi-Fi（無線通信）環境がないという意見や、小学校の低学年には重そう、持って帰ったパソコンではなく家にあるパソコンを使ったという意見等もありました。また、教員においては、児童生徒に出す課題の選定や準備に若干手間が増えたという意見がある一方、課題回収後のチェックが効率化されたという意見も多くありました。

こういった試行の状況等を踏まえ、令和 5 年度の活用方針につきましては、学校及び家庭学習において、主体的な活用ができるよう、日常的に端末を持ち帰ることといたします。ただし、小学校低学年の児童については、端末の重さによる身体的負担や発達段階等に配慮しながら、必要に応じて端末を持ち帰ります。なお、家庭にある端末で家庭学習等が可能な場合は、学校の端末を持ち帰らなくてもかまわないこととする予定です。

次に、令和 5 年度の運用につきましては、家庭の Wi-Fi 環境が整わず、モバイル Wi-Fi ルーターの貸出しを希望される場合は、教育委員会がルーター本体を貸与することとし、通信に係る費用等については、ご家庭の負担を基本としますが、経済的理由により困難なご家庭の通信費については、当初予算に計上いたしております。

また、端末を家庭に持ち帰った際の破損等への対応につきましては、学校内で利用している時の対応と同様に、紛失、故意又は重大な過失による破損以外は、教育委員会が費用を負担してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

〈教育長〉ありがとうございました。

それでは、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈難波委員〉市内 5 つある適応指導教室「ふれあい教室」、の Wi-Fi 環境は整っているのですか。

〈笠原部長〉 5 教室全てにおいて、Wi-Fi 環境は整っております。

〈難波委員〉 わかりました。ありがとうございます。

これまでの報告にもありましたように、コロナ禍でもあり、不登校児童・生徒は増加傾向にあります。勿論、不登校の児童生徒が登校できるというようになるというのが一番だと思っていますが、なかなかそれが叶わない子どもたちも多いのが現状ですので、できるだけ良い環境にと望みます。

令和 3 年度の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の中に、「ふれあい教室」に通っている中学 3 年生の 25 人中、24 名が進学できたという記載がありました。本当に現場の先生方の努力、本人たちの努力の賜物だと思います。

不登校の子どもたちの学力というのは、登校学習ができている児童に比べると、やはりかなり低いという事は聞いておりますが、以前に比べると今は、通信を使って、いろいろなツールを使っただけの学習というのができるようになっているのですから、学力向上のため、「ふれあい教室」においても、ICT 機器を活用して、学習環境を整備していただきたいと思います。

〈教育長〉 他の委員さんからは、何かご質問等ございますか。

〈沼本委員〉 どれくらいの規模で試行が行われているのか分からないのですが、試行が行われている中で、Wi-Fi の貸し出しの通信費、端末の紛失は実費になると思うのですが、そうした紛失があった事例というのは、あったのでしょうか。

〈小野弘参事〉 紛失や破損の場合、その事例の内容によって、保護者負担なのか、倉敷市の負担なのかは変わってきます。事例の件数については、すみません今は把握していないのですが、件数としてはほとんど無かったと聞いております。Wi-Fi の貸し出しについても、実際に貸し出しのご希望というのはあったのですが、それに対して令和 4 年度は試行期間でしたので、通信費をご家庭で

契約していただくという条件でお貸ししております。その場合、なかなか契約にまで至った件数は余り多くなかったときいております。

〈沼本委員〉紛失、破損といわれましたが、ここに書いている文言だけですが、「故意、又は重大な過失による破損と紛失」は、要は自己負担という理解だと思うのですが、紛失の場合は、実費でご家庭の負担ということですね。

〈小野弘参事〉無条件で「紛失したので、ご家庭の負担をお願いします」ということには、まずならないと思います。

まずは内容を、保護者の方と確認して、その内容によって、どちらの負担になるかという判断をすることになると思います。

その辺りは、もう一度、担当課に確認させてもらいましょうか。

〈沼本委員〉はい。保護者負担となると、1台当たり4、5万円になり、高額な負担になると思います。保護者も心構えをするでしょうから、是非その辺りは周知しておいた方がよろしいかと思います。

〈教育長〉他の委員さんからは、何かご質問等ございますか。

ないようですので、続きまして、「令和6年度学力・学習状況調査の実施について」のご説明を、笠原部長、お願いします。

〈笠原部長〉資料の13ページをご覧ください。

「令和5年度学力・学習状況調査の実施について」御報告いたします。

「1の目的」にもありますように、本調査は児童生徒の学力の定着や学習状況の把握・分析、施策の成果と課題の検証、そして教育指導の充実等を図り、一人一人の児童生徒の学力向上を目指すことを目的に行っております。

実施日は「2」にありますように令和5年4月18日（火）です。

調査対象は例年どおり、「3」全国調査が小学6年生と中学3年生で、岡山県調査は小学3～5年生と中学1・2年生で実施いたします。

調査内容のうち教科については、表中左側、「全国調査」では、小学6年生は「国語」と「算数」の2教科、中学3年生は「国語」と「数学」と「英語」の3教科です。英語が四角で囲われておりますが、昨年度から変更となっている教科です。「*」印の3つ目にありますように、全国調査の「英語」は3年ごとに実施しており、本年度は1人1台端末を使用して「話すこと」の調査が中学3年生で実施されます。この「話すこと」の調査のみ、「2実施日」の※に記述がありますように、令和5年4月19日(水)から5月26日(金)の期間に、文部科学省が指定した日に分散して実施となります。

表中右側、「岡山県調査」では、小学3～5年生は「国語」と「算数」の2教科、中学1・2年生は「国語」と「数学」と「英語」の3教科で実施します。英語に四角をしておりますが、「*」印の4つ目にありますように、令和2年度から小学5、6年生で「外国語科」つまり「英語」が教科となったこともあり、「岡山県調査」中学1年生で初めて「英語」が実施されます。

最後に、表中下「質問紙調査」は、小学5年生～中学3年生を対象に学習意欲、学習方法、学習環境、生活等に関する内容で、例年と同様に実施をまいります。報告は以上です。

〈教育長〉ありがとうございました。

それでは私の方から質問します。英語で1人1台端末を使用して実施した場合、学校ごとに分散するのでしょうか、例えば西中学校のように200人から300人規模が一斉に実施して大丈夫なのでしょうか。

〈笠原部長〉倉敷市内、また県で一番大きい学校が倉敷南中学校になり、1,000人を超えております。この学校の3年生により、2年前から試行してきております。どうしても1時間では無理です。

当時はコンピューター室に入っていたのですが、今回は1人1台端末があり

ます。今問題になっているのは、イヤホン、ヘッドホン、ヘッドホンにマイクが付いたものをいかに準備するか。前回それが課題になりました。

英語の聞く力だけではなく、アウトプットする力を試していこうというのが、現在の日本の流れで、大学入試もこうなって行く流れですし、高校入試にも使っていく流れの中で、試行を繰り返して、今、来年度のために、今年度中に指導課を中心に試行して、各学校で練習をしているという実態があります。前回は、2、3、4時間と時間を分けて、3年生がコンピューター室で実施しました。恐らく自分で端末を出して、1時間から2時間で一斉にできるのではないかという見通ししております。

録音がちゃんとできるのか、大学入試でも不具合が生じて再試験を実施したという情報もございますので、実施してみないとわからない所があります。

〈教育長〉初めての試みなので、いろいろ課題も出て来ると思います。実際に学校からの課題や提案を集約して報告していただければと思います。

他の委員さんから、ご質問等はございませんか。

ないようですので、続きまして、「G7倉敷こどもサミットの開催について」のご説明を、笠原部長、お願いします。

〈笠原部長〉当日配布資料3ページをご覧ください。令和5年3月4日に「マービーふれあいセンター」で開催しました「G7倉敷こどもサミット」について報告いたします。

「1 概要」にもありますように倉敷市立の全中学校26校と倉敷天城中学校、清心中学校のあわせて28中学校の代表69人の生徒が集まって、『働くこと×SDGs』～働きやすい社会を実現するために、今、私たちにできること～」をテーマに話し合い、「宣言書」としてまとめました。そして、その「宣言書」は、生徒の代表から、加藤勝信厚生労働大臣、伊東香織倉敷市

長に手渡されました。

「4 開催内容」では、当日の次第を載せております。

次に、「5 開催までの経緯」については、まずは（１）、令和４年１２月２６日に令和４年度第２回目の「倉敷子どもミーティング」を庁舎１０階の大会議室で開催し、本サミットに向けてスタートを切りました。

次のページに入りまして、（２）（３）で、１、２月に２回の「実行委員会」を開いて、宣言書の素案の作成や本サミット当日の運営について、また役割分担などを決定して、（４）で本番を迎えました。

この度の「G7倉敷こどもサミット」では、多くの倉敷市内の中学生が、言わば“主役”となって、素直で真っすぐな自分たちの気持ちや思いを、大人や社会に、そして世界に向かって表現できたのではないかと思います。子どもたちは、多くの方々から評価をいただき自信をつけるとともに、参加した子どもから「楽しかった」、「来年度も頑張りたい」といった声が聞かれ、大きな成果につながったと考えております。中学生の声が、大臣会合の議論に生かされまして、世界へ発信されることを期待しているところです。

報告は以上です。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いします。

〈江原委員〉各校から２人の代表者が集まってということで、優秀な生徒さんばかりだったと思うのですが、やはり子どもであって、少し話題が脇道にそれるということが、あの日も無かったわけではなかった中で、教育委員会の指導課が企画運営の中心として実施してくださったのではないかと思います。ここまでの準備が大変だったと思います。私も教える立場として、すごくきっちりとした周到な設定がなされていたのが素晴らしいと思いました。ありがとうございました。

〈教育長〉他はよろしいでしょうか。

以上で、非公開案件を除く議題は終了しましたが、事務局から他に何かございますか。

〈小野弘参事〉先ほど沼本委員からご質問がありました、端末の紛失件数ですが、紛失は0件です。

万が一、紛失した場合の対応ですが、紛失をした場合は、まずは徹底的に探していただくということ。

その後に、どういった紛失の状況かということ保護者等に聞き取りをさせていただき、その上で保護者、ご家庭の負担になるのか、倉敷市の負担になるのかというのを協議という形なるかと思います。

沼本委員の言われたとおり、紛失ということになりますと、ご家庭の負担になる可能性が高いかもしれないと思います。

〈沼本委員〉ここに謳っているのは、「紛失、故意又は重大な過失による破損以外は」ということだったので、それは仕方ないと思います。

〈三宅部長〉前回、大原委員より生涯学習部に2点のご質問をいただきました。

1点は、放課後子ども教室の予算が減額になっているという点です。

予算書が手元に無いと分かりにくいかと思いますが、生涯学習部では、小学校において「放課後子ども教室」と「地域連携による学校支援事業」をしております。

いずれも地域の皆様が主体となって子供たちのために活動していただいている事業ですが、「放課後子ども教室推進事業」を単独でしている団体と、「地域連携による学校支援事業」を単独でしている団体、そして「放課後子ども教室推進事業」を「地域連携による学校支援事業」に統合した形での「地域連携による学校支援事業」を実施している団体の3つの形があります。

毎年、2つの事業を統合した形に移行する団体が増えているところですが、これは、実施しているメンバーがほぼ同じであることや、事業費の使い方や事務処理の軽減にメリットがあるためです。

来年度も、統合実施する団体が増えることから、「放課後子ども教室推進事業」の予算は減額となり、その分、「地域連携による学校支援事業」の予算が増額となっています。

「放課後子ども教室」をやめたわけではなく、「地域連携による学校支援事業」の中で実施しているということです。

2点目は美術館の展覧会事業の減額についてです。

展覧会の内容については、前年、あるいは前々年に決めているところで、展示内容によって、作品の運搬費や借り上げ料、管理費等が発生する場合があります。

令和4年度の特別展では借り上げ料などの管理経費が必要でしたが、令和5年度の特別展ではそういった経費が不要であることなど、展示内容によって予算額が変動しているということです。

〈大原委員〉 はい。分かりました。

〈笠原部長〉 同じく、大原委員が2点、学校教育部にご質問されておりますので、お答えしたいと思います。

まず1点は、来年度の一般会計予算の概要の中で、教育費の就学援助事業の減額について、お尋ねがありました。

額で言いますと2,150万円の減額でした。この事業は国の法律に基づき、経済的に援助が必要と認められるご家庭に対し、学用費、給食費、修学旅行をはじめとする宿泊を伴う校外活動の交通費、宿泊料、見学科等の経費を支援する事業です。令和5年度は、総児童生徒数が減少しており、対象者の概

算が百数十名減少という見込みになっております。京都に行くのか、沖縄に行くのか、一泊二日が小学校、二泊三日が中学校と小学校と中学校では金額が違いますが、十数万円の補助をしていることになります。準用保護の生徒、百数十名が減少するとなっており、その為の減額です。なお不足が生じた場合には補正予算で対応していくということになっております。

2点目は不登校対策総合事業の中で、額は46,000円けれども、不登校が多い時代に、減るということはないのではないかと、ご質問でした。こちらの事業は不登校児童の出現率を出し、パーセンテージで決めているのですが、配置基準や、学校からの要望、毎月の調査をあげていただきながら、お尋ねのあった個所は中学校の事業なのですが、不登校生徒支援員を中学校に配置する事業です。令和5年度は、基準による配置校が1校減になっておりますが、1校当りの配置時間は、今年度よりどの学校も増加しております。年度途中で、万が一配置時間に不足等が生じた場合には、以前にも少しお話したのですが、指導課の中に学校問題支援プロジェクト事業というがありますので、その支援スタッフとして、増時間をして配置するという対応を、これまでもしてきております。そのため、来年度も十分に丁寧な支援ができるのではないかと考えております。

学校教育部は以上です。

〈教育長〉大原委員さん、よろしいでしょうか。

〈大原委員〉分かりました。ありがとうございました。

〈沼本委員〉正に今日、議事録で審議していただいた、12月22日の8ページにあるのですが、私が質問したことを少し整理させていただいてよろしいでしょうか。学校運営協議会制度という、要はコミュニティスクールというのは、予算は無く、今、三宅部長が言われた「地域連携による学校支援事業」には予算が

付いています。

そして、大原委員が言われた「放課後子ども教室」にも予算が付いているという意味合いでよろしかったでしょうか。

〈三宅部長〉そうです。

〈沼本委員〉分かりました。ありがとうございました。

〈教育長〉他にご質問が無いようでしたら、難波委員から、新型コロナウイルス感染症について、まとめをしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

〈難波委員〉3年ぶりに通常に近い形での卒業式が行われていることに安堵しているところ です。

今年3月卒業式を迎える、中学3年生、高校3年生は、この3年間をコロナに翻弄されたのではないのでしょうか。

生徒の皆さん、学校の現場の先生方、本当にお疲れ様でした。

昨年夏の高校野球甲子園大会で、東北勢初優勝した仙台育英高校野球部の須江監督が、優勝インタビューで語った「青春って、すごく密なので」の一言は、ニュースで聞いたりしまして、自分の中学、高校時代が思い浮かび、本当に感動しました。

「密が悪」と捉えられがちであった昨今、活動に制限をかけられながら、学校生活を皆さんよく頑張ったと思います。

厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策を助言する専門家組織が、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを、季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に引き下げることに伴い、基本的な感染対策として「新たな健康習慣」「感染防止の5つの基本」の見解をまとめことが新聞に載っていました。

感染防止の5つの基本とは

① 症状がある場合等には自宅療養や受診

- ② 場に応じたマスク着用や咳エチケット
- ③ 3密（密閉、密集、密接）の回避や換気
- ④ 手洗い
- ⑤ 適度な運動と食事

としています。

これらの基本対策は新型コロナウイルス感染症予防だけでなく、インフルエンザをはじめとする様々な季節性感染症に対して有用であると思います。

新たな健康習慣に述べられているように、自身や身近な人や社会を感染症から守るために、個人で、また学校などの集団でできることを実践していただきたいと思います。

今回のCOVID-19感染症は、変異を繰り返し、3年を越えて感染が続きました。様々な予測、意見を述べて来ましたが、的を射ていない時もあり、申し訳ありませんでした。

どうにか収束に向かいそうなので、今回でこの回の終わりでの報告を一旦終わらせていただこうと思います。

再びまた新変異株が登場して感染が拡大してきた場合には、適宜また意見、見解を述べさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

〈教育長〉事務局から他に何かございますか。

それでは、休憩をとり、議案第10号を非公開で行います。

関係者以外の方はこちらでご退席をお願いします。

【関係者以外 退席】